

インドネシア特許法の第3次改正



エミルシャ・ディナール (Emirsyah Dinar)

GIP Indonesia 代表

インドネシア弁護士

特許に関する2016年法律第13号（以下、特許法）の第3次改正となる2024年法律第65号が2024年10月28日に施行され、インドネシアは特許制度における新たな章に入った。この改正は、急速な技術進歩に対応し、国際基準に合わせ、特許出願人が直面する実務上の問題に対処するための政府の努力を反映したものである。改正法は、国内外の利害関係者にとって重要ないくつかの変更を導入している。

1. 発明の定義の拡張

○旧法の定義

旧法（2016年法律第13号）は、第1条第2項において“発明”を以下のように定義していた。

「技術分野における具体的な問題解決活動として、製品もしくはプロセスの形で、または製品もしくはプロセスを改良・発展させた形で具体化された発明者のアイデア」

この定義は特許保護の基礎を提供するものではあったが、様々な産業における技術やイノベーションの幅広い進歩に対応するには限界があると考えられるようになった。

○新しい定義

2024年法律第65号の施行により、第1条第2項における“発明”は以下のように定義されることとなった。

「技術分野における具体的な問題解決活動として、製品および/またはプロセスの形で、および/または製品もしくはプロセスを改良・発展させた形で、さらにシステム、方法、および用途という形で具体化された発明者のアイデア」

●主な変更点とその影響

1. “発明”の概念の拡張：

「システム、方法、用途」が含まれたことで、特許を取得できる範囲が大幅に広がった。この変更は、従来の「製品またはプロセス」というカテゴリーに明確には当てはまらないような技術的進歩を保護することの重要性を認めたものである。

2. 明瞭性と柔軟性：